

5月は消費者月間

デジタルで快適、消費生活術

—デジタル社会の進展と消費者のくらし—

スマホやタブレットが普及する現代。「ネット」には不確かな情報が溢れ、子どもから高齢者まで幅広い年代でインターネットに関連するトラブルが増加しています。正しい情報を見極め、上手にネットと付き合いながら、安心安全なデジタルライフを楽しみましょう。

消費生活センター・☎⑦3 1211

安心安全なデジタルライフ

ネットトラブル回避の心得

1 ネット通販は安さにつられず しっかり条件を確認

その注文、定期購入ではありませんか？



2 身に覚えのないメッセージへ 返信はしない

架空請求やフィッシング詐欺のきっかけになることもあります

※フィッシング詐欺…
偽サイトに接続させ、入力したクレジットカード番号などの個人情報を盗む手口



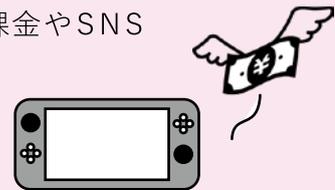
3 パスワードの使いまわしは 要注意

漏えいすると他のサービスに被害が及ぶ可能性があります



4 スマホやゲーム機の使い方を お子さんと話し合みましょう

ゲームの高額課金やSNSでのトラブルが増えています



困った時はすぐ相談 消費生活センター

☎⑦3 1211 平日 午前9時～午後4時

商品の購入やサービスを利用した時に生じるトラブルなど、消費生活に関する相談を受け付け、問題解決を図るお手伝いをしています。

私たち消費生活相談員がサポートします

現在4人の相談員が、幅広い消費生活相談に対応できるよう、常に知識の研さんに励んでいます。消費生活センターは消費生活トラブルで困った時の心強い相談窓口です。

あなたの相談がより良い社会につながります。お気軽にご相談ください。



ご利用ください

全国共通 消費者
ホットライン **い や や**
☎188

同センターが繋がらない時や、土・日曜日、祝日(年末年始を除く)は国民生活センターで相談を受け付けます

消費生活NEWS

契約書などの電子データ交付が可能に 安易な承諾はやめましょう

訪問販売や電話勧誘販売などの特定の取引ではこれまで紙による契約書などの交付が法律で義務付けられていましたが、6月からは消費者が事前に承諾をした場合、事業者はメールなどの電子データで交付できるようになります。

データが届いたことに気付かずにいると、契約内容の見落としやクーリング・オフ期間の経過が心配されます。電子データでの交付を承諾する場合は慎重に行いましょう。

※承諾をしない場合は紙で交付されます。

事例から学ぶ！消費者トラブル

Case 78 携帯電話会社からのSMSではなかった!?

携帯電話会社名で、電話代が高額になっているとのショートメッセージサービス(SMS)が届いた。URLにアクセスしたら本人確認メールが届き、IDやパスワードなどを入力して認証をしたら10万円も不正利用されてしまった。

偽のSMSからキャリア決済を不正に利用する手口に注意!



契約先の携帯電話会社名でSMSが届いても、記載のURLにすぐにアクセスしたりパスワードを入力せず、**携帯電話会社の正規の窓口**に問い合わせや確認をしましょう。

キャリア決済(携帯料金との合算請求)は必要がなければ利用しない設定にできます。携帯電話会社が提供する迷惑SMS・メール対策サービスも活用しましょう。

市公式LINEで配信中
消費生活トラブル情報

市公式LINEアカウントでは、最新の悪質商法や契約トラブルの注意喚起情報を配信しています。

登録方法

- ①5ページの『LINE』の二次元コードを読み込む
- ②『足利市』を友だち追加
- ③基本メニューの『受信設定』を押す
- ④欲しい情報の『暮らし』にチェックを入れて一番下の『回答』を押す

